

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという子ども観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自己の障がいを正しく認識し互いに違いを認め合う」を教育目標としており、そのために人権教育及び障がい理解に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

組織をおくことで、いじめについて特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応し、多角的に状況を見立てていくことをめざす。

#### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、部主事、生徒指導主事、生活指導部、養護教諭、(担任)

\* 緊急時においては関係児童生徒の担任が加わる。

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や幼児児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係幼児児童生徒に対する聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害幼児児童生徒に対する支援・加害幼児児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う役割

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立堺聴覚支援学校 いじめ防止年間計画				
	幼稚部	小学部	中学部	学校全体
4月	いじめ未然防止プログラム作成 *定期的に保育参観と懇談を行っている。 (保護者との情報共有) 個別の教育支援計画作成 *全体朝礼、縦割り合同遊びを毎週一回行っている  4・5月のおやくそく 「あいさつをしよう」 誕生会	いじめ未然防止プログラム作成 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学年(級)懇談(1年) 個別の教育支援計画作成 (子どもの様子、課題等を知る) 4月の目標 春の遠足(縦割り班) 授業参観(1年) 縦割り掃除(毎週)※通年	いじめ未然防止プログラム作成 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知  個別の教育支援計画作成 オリエンテーション (人権を考える) 生徒会活動本格実施 (縦割りでの交流)	第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、基本方針の確認) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新  PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明  教職員間による公開授業週間(わかる授業づくりの推進)

5月	家庭訪問 (家庭での様子等を知る) 春の遠足 誕生会	家庭訪問 (家庭での様子等を知る) 5月の目標 三校交流会(5・6年)	家庭訪問 (家庭での様子等を知る) 近畿聾学校陸上大会 (他校生徒の交流) 修学旅行(3年)	第2回委員会 カウンセラー相談
6月	日曜参観 6月のおやくそく 「はをみがこう」 誕生会 おはなしかい	日曜参観(学部懇談会) 6月の目標 あそび大会 朝の挨拶運動(小中合同) 友だちの「いいとこ探し」	日曜参観 保護者会 朝の挨拶運動(小中合同) 近畿聾学校卓球大会 (他校生徒の交流) 生徒総会 2者懇談会(生徒と担任 の懇談会)	第3回委員会 府立支援学校 PTA 協議会の 取り組み「行動に向けての アピール」 安全で安心な学校づくりの ためのアンケート 学校精神科医相談 チーム堺聴覚・強化月間 あいさつ運動 たてわり清掃 いいとこ探しの取組 教職員セルフチェック① 合同給食 「おしえてね」アンケー ト・ミニ懇談週間実施 カウンセラー相談
7月	七夕まつり 7月のおやくそく 「あせをふこう」 誕生会 期末懇談	7月の目標 宿泊学習(4、5年) 個人懇談会  居住地校交流 (6月～3月)	期末懇談会 (子どもの様子、課題等を 知る) 交通安全 部活動(夏休み期間中) 職場体験  居住地校交流 (6月～2月)	第4回委員会(進捗確認) 人権研修 カウンセラー相談
8月				
9月	総合体育祭 9月10月のおやくそく 「おかたづけをしよう」 誕生会	総合体育祭 9月の目標	総合体育祭 (応援合戦練習で紅白2 組に分かれる。)	第5回委員会 チーム堺聴覚・強化月間 あいさつ運動 たてわり清掃 いいとこ探しの取組 合同給食 総合体育祭に向けての取り 組み カウンセラー相談
10月	運動会 秋の遠足 誕生会	10月の目標 秋の遠足(低) 三校交流会(4・5年) 修学旅行(6年)	校外学習	第6回委員会 カウンセラー相談
11月	文化祭 11月12月のおやくそく 「きらいでもがんばって たべよう」 誕生会	文化祭 11月の目標 西百舌鳥小学校交流 (低・高) (他校児童との交流)	文化祭 スマートフォンの安全教室	第7回委員会 教職員セルフチェック② 学校精神科医相談 カウンセラー相談

12月	全校参観日 くりすますかい 期末懇談 誕生会 創作絵本展	全校参観日 マラソン大会 個人懇談会 12月の目標 クリスマス集会	全校参観日 2者懇談会(生徒と担任 の懇談会) 期末懇談 (子どもの様子、課題等を 知る) お楽しみ会 大阪聾学校持久走大会 (他校児童との交流)	第8回委員会 いじめに関するアンケート (教育庁)・ミニ懇談週間実 施 人権講演会 安全で安心な学校づくりの ためのアンケート 学校教育自己診断による評 価 カウンセラー相談
1月	1月2月のおやくそく 「てをきれいにあらお う」 誕生会	1月の目標		第9回委員会 チーム堺聴覚・強化月間 あいさつ運動 たてわり清掃 いいとこ探しの取組 合同給食 人権研修 教職員セルフチェック③ カウンセラー相談
2月	まめまき ひなまつりかい 誕生会	2月の目標	宿泊学習	第10回委員会 「おしえてね」アンケー ト・ミニ懇談週間実施 カウンセラー相談
3月	お別れ会 期末懇談 卒園式 3月のおやくそく 「みんなでいっしょにあ そぼう」 誕生会 いじめ未然防止プログラ ム総括	3月の目標 6年生を送る会 個人懇談(個別の教育支 援計画総括) 卒業式 いじめ未然防止プログラ ム総括	送別会 卒業式 期末懇談 いじめ未然防止プログラ ム総括	第11回委員会(総括) カウンセラー相談

## 5 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止対策委員会は、月に1回程度開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

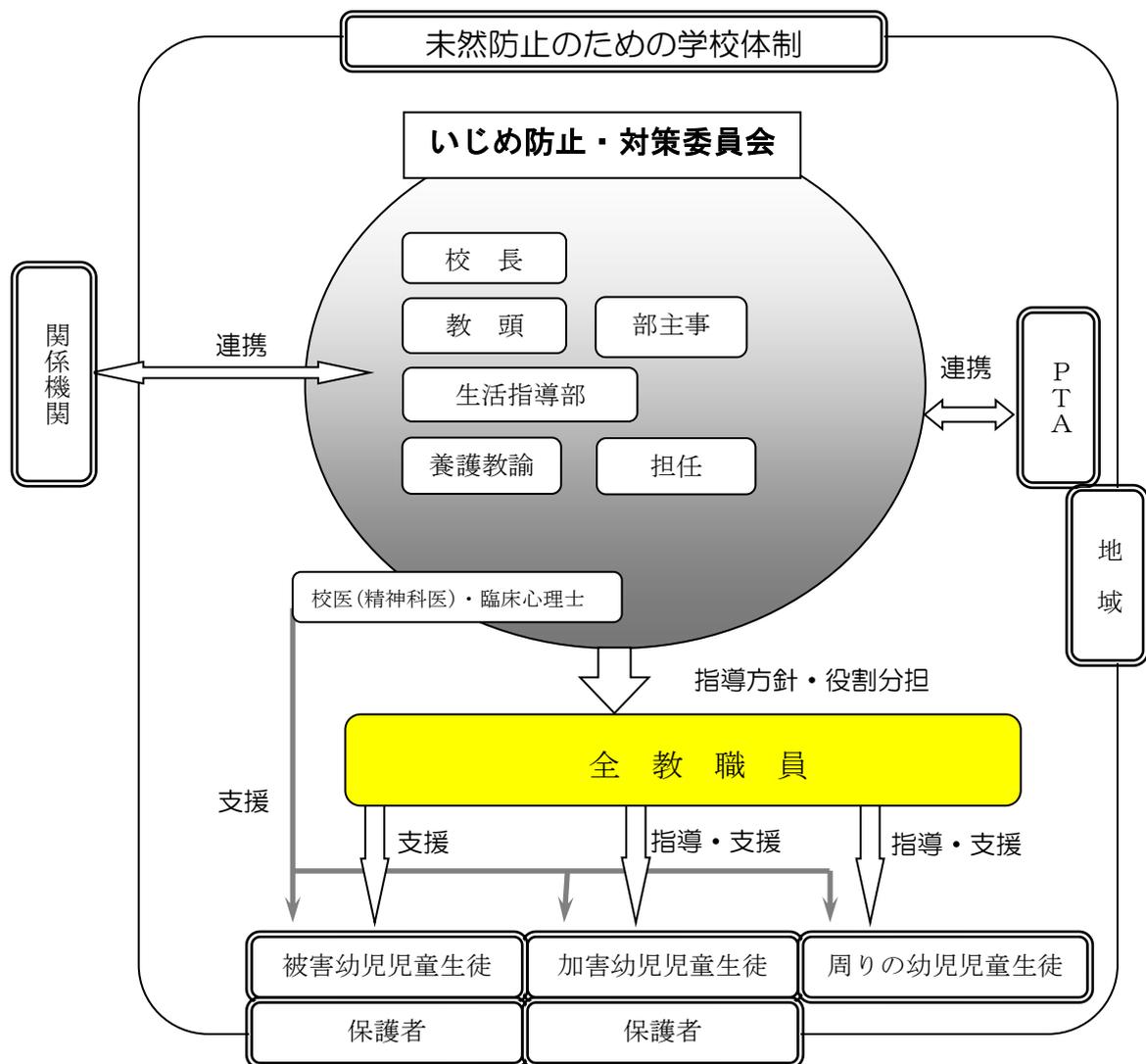
特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団と

しての質を高めていくことが必要である。

## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 日ごろからいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、年度当初に年間計画を示し、いじめ防止対策委員会で検証、確認する。また、学期に1回、「子どもの変化に気づくためのチェック」を実施し、日々の業務に忙殺されないように、アンテナの感度を保持するように努める。子どもに対しては、年2回の「安全で安心な学校を過ごすために」アンケート及び、学期に1回学校及び教育庁によるアンケートと懇談を実施する。また、教育活動全般において、年間計画にそった人権教育に取り組む。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、幼児児童生徒一人ひとりを担任だけでなく、部全体で一人ひとりを見る組織作りと、日々の連絡帳を通じた保護者との密な情報共有を行い、早い時期に幼児児童生徒同士で話し合える場を設定するなど、迅速な対応を心掛ける
- (3) 分かりやすい授業づくりを進めるために、個に応じた指導体制を構築するとともに、幼児児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために縦割りグループでの取り組みを積極的に取り入れる
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、各種検定等の受験や各作品展への作品応募を積極的に行い、さまざまな面から幼児児童生徒の持つ力を表出させる機会を作る。



### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 毎朝の HR、日常の連絡帳を通じた家庭での子どもの様子等から、子どもの変化を迅速に把握する。また、定期的にアンケートを実施し、懇談週間を設定して個別に子どもた

ちと話す機会を設ける。

- (2) 年度当初の PTA 総会やお知らせプリント、保護者懇談会等を通じて、相談体制を広く周知する。

子どもの日々の様子の変化を常に教員、学部間で共有し、適切な対応が行われているか確認する。また、定期的に子どもの小さな変化に気づくためのセルフチェックを教員一人ひとり及びグループで実施する。

- (5) 教育相談等で得た幼児児童生徒の個人情報の記録については、幼児児童生徒状況調査書等の個別のファイルと一緒に綴じで管理し職員室の鍵のかかるロッカーに保管。その対外的な取扱いについて、コピー等の紙媒体での提供は不可とし、ケース会議等においては必要な情報のみ口頭で提供する。ただし、提供内容により保護者の承諾を得る。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった幼児児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ幼児児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた幼児児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した幼児児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた幼児児童生徒やいじめを知らせてきた幼児児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告しいじめ防止対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係幼児児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている幼児児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を

検討する。

なお、幼児児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた幼児児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた幼児児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた幼児児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、校医(精神科医)の協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた幼児児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる幼児児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる幼児児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた幼児児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた幼児児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該幼児児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて校医(精神科医)の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした幼児児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった幼児児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた幼児児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている幼児児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

さらに、いじめは「暴力」であり、仮にいじめを受けた本人に改善すべき点があったとしても、それがいじめでよい理由にはならないことを再確認する。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを幼児児童生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の幼児児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての幼児児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって幼児児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、幼児児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった幼児児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの幼児児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、幼児児童生徒のエンパワメントを図る。その際、校医(精神科医)や臨床心理士とも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、幼児児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット(SNS)上の不適切な書き込みや一方的な退室等のいやがらせ等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(スマートフォンの取り扱いについて)

スマートフォンや携帯電話のメールの利用は、聴覚障がい児者が緊急時の連絡等において大変有意義なコミュニケーションツールとなっているが、必要以上に利用することによる人権的なトラブルも見られる。

本校でのスマートフォンの扱いについては、小学部は原則所持禁止とし、通学途上の安全確保のため保護者から依頼があった場合には、中学部では登校後は担任に預ける、小学部では利用のルール(校内では出さない、対象者の限定等)を守る場合にのみ許可している。保護者と協力・連携しながら進める。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

(2) 被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害幼児児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階にすぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえ、教職員には、当該いじめの被害幼児児童生徒及び加害幼児児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。